

令和 6 年 3 月 27 日

小矢部市耐震改修促進計画第 3 章 2（1）に定める住宅の耐震化支援に⑥瓦屋根の対策を以下のとおり追加する。

近年、突風や台風の上陸により住宅の瓦が脱落する等大きな被害が発生していることから、建築基準法における瓦屋根の緊結方法が令和 4 年 1 月 1 日から強化されました。

本市では、住宅の瓦屋根に係る強風、地震その他の災害による被害を軽減し、市民の生命及び安全を確保するため、本市内全域において瓦屋根の耐風改修費の補助を令和 6 年 4 月 1 日から実施します。